

用語の解説

医療施設の種類

- 病院** 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するもの
- 一般診療所** 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの
- 歯科診療所** 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの

病院の種類

- 精神科病院** 精神病床のみを有する病院
- 一般病院** 上記以外の病院（平成 10 年までは伝染病院、平成 24 年までは結核療養所も除く。）

地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院（「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条）

医育機関

「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む。

病床の種類

- 精神病床** 精神疾患を有する者を入院させるための病床
- 感染症病床** 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床
- 結核病床** 結核の患者を入院させるための病床
- 療養病床** 病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床
- 一般病床** 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床
- 経過的旧その他の病床** 旧医療法第 7 条第 2 項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」（平成 12 年法律第 141 号）の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床（平成 15 年 8 月までの経過措置）
- 経過的旧療養型病床群** 「経過的旧その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床（平成 15 年 8 月までの経過措置）
- 介護療養病床** 療養病床のうち、「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた

介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての
指定に係る病床

開設者

表章にあたって次の 26 種類に区分し、病院については医育機関を再掲した。

01 国（厚生労働省）

厚生労働省が開設する施設

02 国（独立行政法人国立病院機構）

「独立行政法人国立病院機構法」（平成 14 年法律第 191 号）第 3 条の規定による法人が
開設する施設

03 国（国立大学法人）

「国立大学法人法」（平成 15 年法律第 112 号）第 1 条の規定による法人が開設する施設

04 国（独立行政法人労働者健康安全機構）

「独立行政法人労働者健康安全機構法」（平成 14 年法律第 171 号）第 3 条の規定による
法人が開設する施設

05 国（国立高度専門医療研究センター）

「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」（平成 20 年法律
第 93 号）第 3 条の規定による法人が開設する施設

06 国（独立行政法人地域医療機能推進機構）

「独立行政法人地域医療機能推進機構法」（平成 17 年法律第 71 号）第 3 条の規定によ
る法人が開設する施設

07 国（その他）

国及び国に準ずるものが開設する施設で、上記「01 厚生労働省」から「06 独立行政
法人地域医療機能推進機構」以外の施設

08 都道府県

都道府県が開設する施設及び「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項
に規定する都道府県一部事務組合の開設する施設

09 市町村

市町村が開設する施設及び「地方自治法」第 284 条第 2 項に規定する市町村一部事務組
合の開設する施設

10 地方独立行政法人

「地方独立行政法人法」（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条の規定による法人が開設する
施設

11 日赤

日本赤十字社が開設する施設

12 済生会

社会福祉法人恩賜財団済生会が開設する施設

13 北海道社会事業協会

社会福祉法人北海道社会事業協会が開設する施設

14 厚生連

全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会が開設する
施設

15 国民健康保険団体連合会

「国民健康保険法」（昭和 33 年法律第 192 号）第 83 条の規定により設立した法人で、
同法第 84 条の規定により都道府県知事の認可を受けた国民健康保険団体連合会が開設す

る施設

16 健康保険組合及びその連合会

「健康保険法」（大正 11 年法律第 70 号）の規定により設立した健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する施設

17 共済組合及びその連合会

次に掲げる各共済組合及びその連合会等が開設する施設

- 1 「国家公務員共済組合法」（昭和 33 年法律第 128 号）第 3 条の規定により設立された国家公務員共済組合及び同法第 21 条の規定により設立された同連合会
- 2 「地方公務員等共済組合法」（昭和 37 年法律第 152 号）第 3 条の規定により設立された地方公務員等共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合等）及び同法第 27 条の規定により設立された全国市町村職員共済組合連合会
- 3 「私立学校教職員共済法」（昭和 28 年法律第 245 号）第 2 条の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団

18 国民健康保険組合

「国民健康保険法」第 13 条の規定により設立された国民健康保険組合で、同法第 17 条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立され、同法第 3 条第 2 項の国民健康保険を行う国民健康保険組合が開設する施設

19 公益法人

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条に定義された公益社団法人又は公益財団法人が開設する施設

注：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成 18 年法律第 48 号）により認可された一般社団法人又は一般財団法人は「25 その他の法人」とする。

20 医療法人

「医療法」第 39 条の規定に基づく医療法人が開設する施設

21 私立学校法人

「私立学校法」（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人が開設する施設

22 社会福祉法人

「社会福祉法」（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条の規定による法人で、同法第 32 条の規定により所轄庁の認可を受けた社会福祉法人が開設する施設

23 医療生協

「消費生活協同組合法」（昭和 23 年法律第 200 号）第 4 条の規定による法人で、同法第 10 条第 1 項第 6 号に定める事業を行う医療生協が開設する施設

24 会社

会社が、都道府県知事から開設許可（医療法第 7 条）を受けた施設

25 その他の法人

上記「19 公益法人」から「24 会社」以外の法人（宗教法人等、民法以外の特別法の規定により設立された法人）が開設する施設

26 個人

個人が開設する施設

公的医療機関

「医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者を定める告示」（昭和 26 年厚生省告示 167 号）の規定に基づく施設

二次医療圏

医療法の規定により都道府県において設定される区域（概ね広域市町村圏）で、主として一般の入院医療を提供する病院の病床の整備を図るべき区域

救急告示

「救急病院等を定める省令」（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院・救急診療所として都道府県知事より告示された施設

救急医療体制

初期（軽度の救急患者への夜間・休日における診療を行う医療施設）

比較的軽症な急病患者的の診療を受け持つ休日・夜間急患センターと地区医師会の会員が当番制で診療を行う在宅当番医制

二次（入院を要する救急医療施設）

精神科救急を含む 24 時間体制の救急病院、病院群輪番制方式による施設

救命救急センター

高度救命救急センターを含む

体制なし

救急医療体制がない施設

精神科救急医療体制

「精神科救急医療体制整備事業の実施について」（平成 20 年 5 月 26 日障発 0526001 号）により規定される精神科救急医療施設

新人看護職員研修

新人看護職員

主として免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師

新人看護職員研修ガイドライン（【改訂版】平成 26 年 2 月）

「新人看護職員研修に関する検討会報告書（平成 23 年 2 月 14 日）」に基づき、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するため、医療機関の機能や規模にかかわらず新人看護職員を迎えるすべての医療機関で研修を実施することができる体制の整備を目指して作成されたガイドライン

医療安全体制

医療安全体制（全般）

「医療法施行規則」（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 の規定に基づいて設けている、医療の安全管理の責任者

院内感染防止対策

「医療法施行規則」（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 第 2 項第 1 号の規定に基づいて設けている、院内感染対策の責任者

医療機器安全管理

「医療法施行規則」（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 第 2 項第 3 号イの規定に基づいて設けている、医療機器に係る安全管理の責任者

医薬品安全管理

「医療法施行規則」（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 11 第 2 項第 2 号イの規定に基づいて設けている、医薬品に係る安全管理の責任者

診療科目

医療法において広告が認められている診療科目である。

なお、調査票の診療科目欄のⅠ（01～15）、Ⅱ（16～33）、Ⅲ（34～43）について2つ以上の科を広告している施設については、次により分類した。

内科系診療科

Ⅰのみのもの及びⅠとⅢにまたがるもの

外科系診療科

Ⅱのみのもの及びⅡとⅢにまたがるもの

内科系・外科系診療科

ⅠとⅡにまたがるもの及びⅠとⅡとⅢにまたがるもの

リハビリテーション科・放射線科

Ⅲのみのもの（ただし、Ⅲの40～43のみのものを除く。）

歯科系診療科

Ⅲの40～43のみのもの

外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

施設数（手術等・検査等・放射線治療の実施状況）

「実施件数」又は「患者数」のみを調査している項目は、9月中に「1件」又は「1人」以上実施した施設数である。

「実施件数」又は「患者数」に加えて「装置の台数」を調査している項目は、10月1日現在で装置を保有している施設数である（「実施件数」又は「患者数」は問わない）。

従事者数

平成14年以降は総ての職種を常勤換算し、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び准看護師については、実人員についても表章している。

1 10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

① 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士

それぞれの法律に基づく免許を有し、主として当該業務を担当する者

② ①に掲げた従事者以外の従事者は、免許の有無にかかわらず主としてその業務を担当する者（例えば、看護師の免許を有しているが、主として事務を担当している場合には事務職員に計上）

2 看護業務補助者 保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許の有無にかかわらず、看護業務の補助業務に従事する者（看護学校などの学生及び生徒は除く。）（例えば、看護助手、介護職員等）

3 臨床検査技師、衛生検査技師 臨床検査技師・衛生検査技師の免許を有し、主として医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理組織学的検査、原虫寄生虫学的検査、生化学的検査（臨床検査技師はこのほか政令で定める生理学的検査など）の業務に従事する者

4 その他の臨床検査従事者 臨床検査技師、衛生検査技師の免許を有しないが、これらと同じ内容の業務に補助的に従事する者

- 5 **保育士** 資格を有し、病棟に勤務する保育士であって、子どもの患者に対するケアを行う者。院内保育所に勤務している保育士は含まない。
- 6 **公認心理師** 資格を有し、主として当該業務を担当する者。資格を有していない、臨床心理士従事者は含まない。
- 7 **その他の技術員** 診療部門に属する技術を担当する者のうち、1の①に掲げた従事者以外の者（例えば、はり師、きゅう師の他、診療部門に属する技術担当者を補助する者等）
- 8 **医療社会事業従事者** 患者やその家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題等について相談、指導を担当する者（例えば、生活相談員、保護相談員、ケースワーカー、セラピスト、ソーシャルワーカー、ケアマネージャー等）
- 9 **事務職員** 免許の有無にかかわらず主として事務を担当している者（医師事務作業補助者（医療クラーク）、診療情報管理士を含む）
- 10 **その他の職員** 前掲の各職種に計上されない者（例えば、自動車運転手、ボイラー技士、電気士、調理師、機械技術者、警備員等）

常勤換算

従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数

$$\frac{\text{従事者の1週間の勤務時間（残業は除く。）}}{\text{医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間}}$$

病院－病床の種類

病院の病床の分類は、下記のとおりである。

- ①精神科病院
- ②結核療養所
- ③一般病院（④＋⑤）
 - ④療養病床及び一般病床のみの病院（⑨＋⑩）
 - ⑤その他の一般病院（⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩）
 - ⑥精神病床
 - ⑦感染症病床
 - ⑧結核病床
 - ⑨療養病床
 - ⑩一般病床
 - ⑪介護療養病床（⑨の再掲）
- ⑫地域医療支援病院（再掲）

病床の種類

病床の分類は、下記のとおりである。

- ①精神病床
- ②感染症病床
- ③結核病床
- ④療養病床

⑤一般病床

⑥介護療養病床（④の再掲）